

諮問番号：令和 7 年度諮問第 1 0 号
答申番号：令和 7 年度答申第 1 8 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 1 0 月 4 日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 6 3 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

返還決定処分を受けた交通事故の保険金のうち、審査請求人の主婦業の休業損害金については返還したいと思っているが、慰謝料については税法では所得とみなしと考えており、これを返還すべきとする本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）法第 6 3 条の解釈と運用について

法第 6 3 条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行わなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決（賃金と社会保障1615・1616号112頁）及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決（裁判所ウェブサイト）参照）。

(2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人及び審査請求人の子（以下「子」といい、審査請求人と子を併せて「審査請求人等」という。）が令和3年11月16日に原付バイク〔注：保険会社の交通事故証明書には「普通自動二輪車」と記載されている。以下同じ。〕との接触事故に遭い、令和4年3月7日に加害者側の保険会社から保険金175,850円を受領したことから、当該保険金から治療費及び文書料を控除し、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（2）エ（イ）に基づき、8,000円を超える額を収入として認定したうえで、155,100円について法第63条の規定により返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(3) まず、慰謝料等が審査請求人世帯の資力と認められるかについてみる。

法第63条のとおり、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

本件についてみると、①令和4年3月7日、保険会社から審査請求人名義の口座に慰謝料等が入金されたこと、②審査請求人は処分庁に対して、金銭は一切受け取っていない旨を説明したこと、③審査請求人代理人（以下「代理人」という。）は処分庁に対し、慰謝料は受け取ったが、手続きの手数料として代理人が受け取った旨を説明したこと、④審査請求人等と代理人との合意書では、審査請求人が事故処理を代理人に全権依頼し、手数料として慰謝料から200,000円を支払うこととされていることが認められる。

これらのことからすると、確かに保険会社から入金された慰謝料等について、代理人が事故処理の委任の手数料として受け取っていた可能性は否めない。しかし、保険会社から審査請求人名義の口座に慰謝料等が入金されたこと及びその慰謝料等を原資として、審査請求人が依頼代行料の支払いを行ったことを踏まえると、慰謝料等を審査請求人世帯の資力であるとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(4) 本件処分に係る収入は、交通事故に係る自賠責保険金であるところ、審査

請求人の必要経費等を収入から除き、月額８，０００円を超える額を審査請求人の収入として認定し、収入として認定した額と資力発生日以降に支給した保護費との対比を行い算定した要返還額から、さらに自立更生に係る費用を控除した上で法第６３条に基づく返還請求額を決定することとなる。

まず、要返還額の決定についてみる。

審査請求人は、慰謝料は税法では所得とみないと考える旨主張する。

次官通知第８の３（２）エ（イ）及び生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－６答（３）のとおり、保険金その他の臨時収入については、その額が世帯合算額８，０００円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとされており、自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合の法第６３条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点については、自賠責保険は、事故発生により被害者に対して自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることとされている。

また、次官通知第８の３（２）エ（イ）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の２（４）のとおり、保険金を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえないこととされている。

さらに、次官通知第８の３（３）及び局長通知第８の２（４）のとおり、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける保険金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額は、収入として認定しないこととされている。なお、当該自立更生のための用途に供される額の認定については、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第８問４０答のとおりである。

以下検討すると、審査請求人が受領した１７５，８５０円は、審査請求人等が令和３年１１月１６日に事故に遭ったことにより保険会社から支払われた自賠責保険の保険金であり、その内訳は、審査請求人について、治療費５，９００円、文書料８００円、休業損害金４２，７００円、慰謝料６０，２００円、子について、治療費６，０５０円、慰謝料６０，２００円であることが認められる。また、ケース診断会議の記録として、「加害者側の保険会社から支払われた賠償金１２０，４００円及び休業損害４２，７００円から８，０００円控除を差し引いた１５５，１００円を法６３条返還金として請求人へ通知してよろしいか」と記載されているところ、審査請求人が受領

した保険金は、合計 175,850 円（病院に支払う治療費と保険請求に必要な文書（診断書）料の合計 12,750 円を含む）であり、審査請求人が受領した保険金から治療費及び文書料を差し引いた額を、加害者側の保険会社から支払われた保険金として、賠償金 120,400 円及び休業損害 42,700 円と記載しているものと推察される。さらに、賠償金とは、慰謝料のことであると推察される。

また、処分庁は、審査請求人等と代理人との間で慰謝料から支払われることを合意した依頼代行料については、証明書発行手数料等の実費は含まれておらず、事故によって破損した物品等はないことを代理人に確認するとともに、依頼代行料として支払われた金額については、真にやむを得ない事情が認められるものとは考えられないとして、依頼代行料が必要経費として認められないとの判断を行ったことが認められる。

さらに、処分庁は、審査請求人等が事故にあった時点（令和 3 年 11 月 16 日）を資力の発生時点として判断し、審査請求人世帯に対し、資力発生時点から本件処分までの間に保護費 2,570,605 円を支給したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人が受領した保険金から、治療費が支払われ、局長通知第 8 の 2（4）のとおり、文書料を必要経費として控除している一方で、局長通知第 8 の 2（4）及び課長通知第 8 問 40 答のとおり、依頼代行料については自立更生のためにあてられたものとは認められないと判断し控除せず、次官通知第 8 の 3（2）エ（イ）のとおり、8,000 円を超える額について返還の対象としたことが認められ、必要経費等を控除した上で要返還額を算出しており、資力発生時点から本件処分までの間に支給された保護費を勘案しても、要返還額の決定について、処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（5）最後に、返還請求額の決定についてみる。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 24 年課長通知」という。） 1（1）のとおり、法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額と定めている。

以下検討すると、処分庁は、審査請求人から代理人に依頼代行料として支払われた金額については、非弁行為に対する報酬であり、自立更生経費とし

ても、地域住民との均衡を考慮し社会通念上容認される程度として認められないため、控除は認められないとの判断を行い、法第63条に基づく返還金を決定したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、依頼代行料として支払われた金額について、審査請求人世帯の自立が著しく阻害されると認められるか否かという観点から、組織的に自立更生控除の適否を検討した上で本件処分を行ったことが認められ、その判断に違法又は不当な点は認められない。

- (6) なお、本件処分通知書には、処分の理由として、「令和3年11月16日に請求人と請求人の子が原付バイクとの接触事故に遭い令和4年3月7日に請求人に賠償金60,200円、休業損害42,700円が、請求人の子に賠償金60,200円が支払われたため。」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

本件処分の理由には、根拠となる法令及び適用関係についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

- (7) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年6月30日 諮問の受付

令和7年7月 1日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：7月15日

口頭意見陳述申立期限：7月15日

令和7年8月25日 第1回審議

令和7年9月24日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利

用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

(3) 次官通知第8の3(2)エ(イ)は、「その他の収入」について、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

(4) 次官通知第8の3(3)は、収入として認定しないものについて、アからツまでを定め、そのオにおいて、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と記している。

なお、次官通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(5) 局長通知第8の2(4)は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。(中略) また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」と記している。

なお、局長通知は処理基準である。

(6) 課長通知第8問40答は、前記(5)にいう自立更生のための用途に供される額の認定基準について、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具

什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費（２）（１）に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費（後略）」と記している。

なお、課長通知は処理基準である。

- （７）平成２４年課長通知１（１）は、法第６３条に基づく費用返還の取扱いにおける返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、控除して差し支えない額として①から⑥までの額を定め、その③において「当該収入が、（中略）〔次官通知〕第８の３の（３）に該当するものにあつては（中略）〔課長通知〕第８の４０の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）」と、その④において「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。（ア）いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む。）（イ）贈与等により当該世帯以外のために充てられた額（ウ）保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額（エ）保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記している。

- （８）問答集問１３－５答（２）は、法第６３条に基づく返還額の決定について、「（前略）保護金品の全額を返還対象とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。（後略）」とし、控除して差し支えない額としてアからオまでの額を定め、そのエにおいて「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。（後略）」と記している。
- （９）問答集問１３－６答（３）は、自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合の法第６３条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点について、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあつた場

合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。自動車事故の場合は、保険の種類や保障内容により異なるが、自賠責保険は、事故発生により被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることになり（後略）」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- （１）平成２５年９月１１日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- （２）令和３年１１月１６日、審査請求人等が原付バイクに追突され、両名とも手を負傷した。
- （３）令和３年１１月１７日、審査請求人、子、代理人の３名が来所し、前記（２）の事故について処分庁に報告した。処分庁は、審査請求人等に対し、事故によるけがの治療費は医療券で対応できないため、加害者の保険会社への請求となること、また、慰謝料が振り込まれた場合は返還となることを説明した。
- （４）令和４年３月３０日、処分庁は同月２３日付けで保険会社に対し行った照会に対する回答を受領した。回答には自動車安全運転センター大阪府事務所長による令和３年１２月１５日付け「交通事故証明書」の写しとともに、損害賠償として支払われた金額（内訳）が示されており、審査請求人に対しては「治療費５，９００円 文書料〔診断書〕８００円 休業損害〔主婦休損〕４２，７００円 慰謝料６０，２００円の「合計１０９，６００円」、子に対しては「治療費６，０５０円 慰謝料６０，２００円」の「合計６６，２５０円」の総計１７５，８５０円が令和４年３月７日に支払われたと記載されていた。

同日、処分庁は、慰謝料については収入認定となるため必ず収入申告するよう審査請求人に伝え、了承を得た。

- （５）令和４年６月２１日、審査請求人から収入申告がないため、処分庁が審査請求人に連絡したところ、審査請求人は、金銭は一切受け取っておらず、詳しいことは分からないので、手続きを手伝ってくれた代理人に聞いてみると回答した。

同日、審査請求人の父親の知人と称する代理人から処分庁に電話があり、審査請求人は、〇〇〇〇を抱えており、事故等の手続きについては代理人が請け負っていて審査請求人は何も分からないため、今後、本件については代理人に確認するよう依頼があった。

- (6) 令和4年6月22日、処分庁が保険会社に連絡し、慰謝料については同年3月7日に審査請求人名義の口座に入金済みであることを確認した。

処分庁は代理人に電話し、保険会社の回答を得たことを伝え、慰謝料については収入申告の上、返還が必要であると再度伝えたところ、代理人は、慰謝料は審査請求人から預かって管理していた審査請求人の使用していない口座に振り込まれたが、保険会社への慰謝料請求等の手続きの手数料として全額を代理人が受け取り、当該口座はすでに解約し、通帳も破棄したとの回答があった。

代理人から、改めて慰謝料を処分庁が取るのはおかしいとの主張があったため、処分庁は収入申告が必要であること、必要経費については控除も検討できるが慰謝料は収入とみなされること、返還については慰謝料等が審査請求人に支払われている以上、審査請求人に対して求めることを説明した。

- (7) 令和4年6月28日、審査請求人、子、審査請求人の父、代理人が来所し、処分庁と面談を行った。その際、代理人から、審査請求人等と代理人との間で交わされた令和3年12月10日付けの「合意書」が提出された。合意書には、合意事項として「1. 別紙 交通事故証明書の事故処理を甲〔代理人〕に全権依頼する。(中略) 2. 乙(審査請求人等)は甲に依頼代行料20万円を支払う。3. 乙の支払いは、自賠責請求の所得と見なさない。慰謝料から支払う。」と記載され、甲乙の署名・捺印がなされていた。

なお、保険会社から支払われた慰謝料は審査請求人等の合計で120,400円であり、依頼代行料200,000円には及ばないが、代理人は不足分について請求する気は今のところないと述べた。

代理人の要求に対し、処分庁は、個人間で合意書を交わしていたとしても、慰謝料及び休業損害金は収入として認定されること、依頼代行料を必要経費と認定し控除することは難しい旨を説明した。なお、処分庁は、依頼代行料に証明書発行手数料等の実費は含まれておらず、実費としてかかったのは代理人の食費のみであること、事故によって破損した物品等はないことを確認した。

- (8) 令和4年9月22日、処分庁はケース診断会議を開催した。代理人が必要経費とみなすよう求める依頼代行料については、弁護士に確認したところ弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条の規定に抵触するとの回答を得ており、非弁行為に対する報酬として支払われた金銭については、事後

に申請のあったものであり、真にやむを得ない事情も認められないため返還金の免除は認められないとし、保険会社から支払われた慰謝料120,400円及び休業損害42,700円の合計163,100円から8,000円を控除した155,100円を法第63条に基づく返還金と決定した。

なお、処分庁は、法第63条にいう「資力の発生時点」を加害行為（事故）の発生時点とし、当該時点から本件処分までの間に支給された保護費を2,570,605円（生活扶助963,495円、住宅扶助317,300円、医療扶助1,268,810円、期末一時扶助21,000円）と認定した。

同日、処分庁は返還金について伝えるため審査請求人に連絡したが、「詳しいことは分からないので、（中略）〔代理人〕に伝えてください」と言われたため、代理人に電話した。代理人は、休業損害については返還はやむを得ないと理解を示したが、慰謝料については税制上所得としてみなさないため、返還の必要はないと主張した。

（9）令和4年10月4日付けで、処分庁は本件処分を行った。処分の通知書には、「下記の理由により、法第63条による返還金が発生しましたので、所定の方法により納入されるよう通知します。」と記載され、「1. 返還決定金額」として「金155,100円」と、「2. 返還の理由」として「令和3年11月16日に〇〇〇〇さんと〇〇〇さんが原付バイクとの接触事故に遭い令和4年3月7日に〇〇〇〇さんに賠償金60,200円、休業損害42,700円が、〇〇〇さんに賠償金60,200円が支払われたため。」と記載されていた。

（10）令和4年10月18日、審査請求人及び代理人は、本件審査請求を行った。

3 判断

（1）法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、被保護者の生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調

査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（以上につき、前掲東京地方裁判所平成29年2月1日判決等参照）。

- (2) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人等が令和3年11月16日に原付バイクとの接触事故に遭い、令和4年3月7日に加害者側の保険会社から保険金175,850円を受領したことを確認したことから、再三審査請求人に対し収入申告を行うべきことを説明した上で、組織的に検討し、当該保険金から治療費11,950円及び文書料800円を控除した163,100円のうち、次官通知第8の3(2)エ(イ)に基づき8,000円を超える額として155,100円を収入として認定し、法第63条の規定により同額の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

- (3) まず、慰謝料等が審査請求人世帯の資力と認められるかについてみる。

法第63条のとおり、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

本件についてみると、①令和4年3月7日、保険会社から審査請求人名義の口座に保険金175,850円が入金されたこと、②審査請求人は処分庁に対し、金銭は一切受け取っておらず、手続きは代理人に任せており、詳しいことは分からない旨説明したこと、③代理人は処分庁に対し、慰謝料は審査請求人名義の口座に振り込まれたが、口座は代理人が管理しており、手続きの手数料として代理人が受け取った旨説明したこと、④審査請求人等と代理人とで交わされた合意書では、審査請求人等が事故処理を代理人に全権依頼し、依頼代行料として慰謝料から200,000円を支払うこととされていたことが、それぞれ認められる。

これらのことからすると、保険会社から入金された慰謝料等について、代理人が事故処理の委任の手数料として全額を受け取っていたことは、代理人も認めているが、保険会社から審査請求人名義の口座に保険金が入金されたこと及びその慰謝料等を原資として審査請求人が代理人に依頼代行料の支払いを行ったことを踏まえると、慰謝料等を審査請求人世帯の資力であるとした処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

- (4) 本件処分に係る収入は、交通事故に係る自賠責保険金であるところ、審査請求人の必要経費等を収入から除き、月額8,000円を超える額を審査請求人の収入として認定し、その認定した額と資力発生日以降に支給した保護費との対比を行い算定した要返還額から、さらに自立更生に係る費用を控除した上で法第63条に基づく返還請求額を決定することとなる。

まず、要返還額の決定についてみる。

代理人は、慰謝料は税法では所得とみないと考える旨主張する。

次官通知第8の3(2)エ(イ)及び問答集問13-6答(3)のとおり、保険金その他の臨時収入については、その額が世帯合算額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定することとされており、自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合の法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点については、自賠責保険は、事故発生により被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金(強制保険)が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることとされている。

また、次官通知第8の3(2)エ(イ)及び局長通知第8の2(4)のとおり、保険金を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえないこととされている。

さらに、次官通知第8の3(3)及び局長通知第8の2(4)のとおり、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける保険金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額は、収入として認定しないこととされている。なお、当該自立更生のための用途に供される額の認定については、課長通知第8問40答のとおり、原則として生活基盤の回復に要する経費等とされている。

以下検討すると、審査請求人が受領した175,850円は、審査請求人等が令和3年11月16日に事故に遭ったことにより保険会社から支払われた自賠責保険の保険金であり、その内訳は、審査請求人について、治療費5,900円、文書料800円、休業損害金42,700円、慰謝料60,200円、子について、治療費6,050円、慰謝料60,200円であることが認められる。

また、ケース診断会議の記録として、「加害者側の保険会社から支払われた賠償金120,400円及び休業損害42,700円から8,000円控除を差し引いた155,100円を法63条返還金として請求人へ通知してよろしいか」と記載されているところ、審査請求人が受領した額は合計175,850円であるが、審査請求人等に係る治療費11,950円及び文書料800円を差し引いた額163,100円を加害者側の保険会社から支払われた保険金として、その内訳について賠償金120,400円及び休業損害42,700円と認識して記載しているものと推察される。さらに、賠償金とは、その金額から慰謝料のことであると推察される。

また、処分庁は、審査請求人等と代理人との間で合意書により慰謝料から支払うこととされた依頼代行料については、証明書発行手数料等の実費は含まれておらず、事故によって破損した物品等はないことを代理人に確

認するとともに、依頼代行料については必要経費として認められないとの判断を行ったことが認められる。

さらに、処分庁は、審査請求人等が事故にあった時点（令和3年11月16日）を資力の発生時点と判断し、審査請求人世帯に対し、資力発生時点から本件処分までの間に支給した保護費を2,570,605円と算定したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人が受領した保険金175,850円から治療費11,950円が支払われ、局長通知第8の2（4）のとおり、文書料800円を必要経費として控除する一方で、局長通知第8の2（4）及び課長通知第8問40答のとおり、依頼代行料については自立更生のためにあてられたものとは認められないと判断し控除せず、次官通知第8の3（2）エ（イ）のとおり、8,000円を超える額である155,100円について返還の対象としたことが認められ、必要経費等を控除した上で要返還額を算出しており、資力発生時点から本件処分までの間に支給された保護費を勘案しても、要返還額の決定について、処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（5）最後に、返還請求額の決定についてみる。

平成24年課長通知1（1）のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象としつつも、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は返還額から控除して差し支えないとし、控除して差し支えない額のひとつとして、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額と定めている。

以下検討すると、処分庁は、審査請求人から代理人に支払われた依頼代行料については、非弁行為に対する報酬であり、自立更生経費としても、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として認めることはできないため控除は認められないとし、法第63条に基づく返還金を155,100円と決定したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、依頼代行料として支払われた金額について、審査請求人世帯の自立が著しく阻害されると認められるか否かという観点から、組織的に自立更生控除の適否を検討した上で本件処分を行ったことが認められ、その判断に違法又は不当な点は認められない。

（6）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会における前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

本件処分通知書には、処分の理由として、「令和3年11月16日に〇〇〇〇さんと〇〇〇さんが原付バイクとの接触事故に遭い令和4年3月7日に〇〇〇〇さんに賠償金60,200円、休業損害42,700円が、〇〇〇〇さんに賠償金60,200円が支払われたため。」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

本件処分の理由には、適用される通知等及びその適用に関する記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 酒井 貴子